

○潟上市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業の指定等に関する要綱

平成29年3月13日

告示第23号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、総合事業における指定事業者（潟上市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年潟上市告示第22号）第5条に規定するサービスを実施する事業者）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、法、施行規則及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）において使用する用語の例による。

(指定事業者の指定)

第3条 市長は、法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 施行規則第140条の63の7の規定による指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1号訪問事業と法第8条第2項に規定する訪問介護を、又は第1号通所事業と同条第7項に規定する通所介護を一体的に運営（同一法人が同一建物内において一体的に運営している場合をいう。）している指定事業者の指定期間は、当該訪問介護又は通所介護の指定の有効期間とすることができるものとする。

(指定の拒否)

第4条 市長は、前条第1項に規定する指定事業者の指定については、当該事業者を指定することにより、潟上市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、これを行わないことができるものとする。

(指定の更新)

第5条 市長は、法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更の届出等)

第6条 施行規則第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出は、その変更があつた日から10日以内に行わなければならない。

2 施行規則第140条の62の3第2項第5号に規定する事業の再開の届出は、その再開した日から10日以内に行わなければならない。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨を当該指定事業者に通知するものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第8条 市長は、第3条から前条までの規定による指定、届出の受理及び指定の取消し等並びに施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理（以下「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち次に掲げる事項を公表するとともに、秋田県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定（更新を含む。）、廃止、休止及び再開の年月日
- (4) 事業開始年月日又は停止の期間
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が適当と認める事項

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。  
(準備行為)
- 2 この告示の規定による総合事業における指定第1号事業の指定等に関する必要な手続  
その他この告示を施行するための準備行為は、この告示の施行の日前においても行うこと  
ができる。

附 則（令和3年12月8日告示第240号）

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和6年2月14日告示第18号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。  
(潟上市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営  
に関する基準等を定める要綱の一部改正)
- 2 潟上市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営  
に関する基準等を定める要綱（平成29年潟上市告示第24号）の一部を次のように改正す  
る。

〔次のように〕 略